**--------------------------**

**人事委員会規則**

**--------------------------**

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年11月２日

高知県人事委員会委員長　秋元　厚志

**高知県人事委員会規則第28号**

**勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則**

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成26年高知県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「記名押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

第３条第１項中「及び選任した」を「又は選任した」に改め、同条第５項中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印をする」を「記名する」に改める。

第７条第１項中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改める。

第８条第１項中「及び」を「又は」に改める。

**附**　**則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県人事委員会規則

◎勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則